

参考資料 1**平成19年度 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会 設置要綱****1. 目的**

平成17年3月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND 2005-」に基づき、環境省が実施する野生生物の観察、基盤的研究の推進、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーションの推進といった事業に関して幅広い観点から検討・評価・指導を求めるため「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」を設置する。

2. 検討内容

環境省が実施する、化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業（野生生物の観察及び野生生物の基礎生物学的知見についての調査研究、化学物質の内分泌かく乱作用についての基盤的研究、化学物質の内分泌かく乱作用についての影響評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスクコミュニケーション）における、以下の事項について指導・助言を求める。

- ①各事業の計画に関する事項
- ②各事業の成果の評価・とりまとめに関する事項
- ③その他必要な事項

3. 組織等

- (1) 学識経験者・民間団体の担当者等の中から環境保健部長が召集する検討員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長代行は座長が指名することとする。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連あるものを説明員又は講師（オブザーバー）として出席させることができる。
- (4) 検討会の事務は環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課において処理する。

4. 期間

承諾日から平成20年3月31日までとする。

（なお、検討会の開催回数は年2～3回程度、1回2時間程度）